

「滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案」および 「滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案」の概要

1 改正の理由と基本的な方針

(1) 改正の理由

すべての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（平成26年4月1日施行）以来、5 年が経過しようとする中、また、消費税および地方消費税の税率が平成31年（2019年）10月1日に10%に引き上げられることなどから、全項目を対象に見直しを行います。

(2) 改正の基本的な方針

ア 受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について一定の幅で改正を行うこととします。
（前回改正と同様の考え方）

イ 消費税および地方消費税の課税対象となる料金については、消費税率引上げ分を、上記アにより算定した額に転嫁します。
（平成26年度の消費税率引上げ時に準じた考え方）

ただし、政令で標準額が定められているもの、授業料・入学金等標準となる金額（地方財政計画等）があるものについては、これに準拠します。

2 主な改正内容

(1) 料金改定を行うもの

増収となるもの	①施設使用料 男女共同参画センター 〔指定管理者制度を導入している施設【別途設置・管理条例の一部改正】〕 芸術劇場びわ湖ホール、県民交流センター、 アイスアリーナ、長浜ドーム、青少年宿泊研修所 ②手数料 食品衛生法に基づく事務手数料 介護保険法に基づく事務手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料 ③行政財産使用料 工業技術総合センター ④流水占用料等【別途徴収条例の一部改正】 ⑤病院事業使用料・手数料【別途設置条例の一部改正】
減収となるもの	①施設使用料 びわ湖こどもの国使用料 〔指定管理者制度を導入している施設【別途設置・管理条例の一部改正】〕 ②手数料 建築基準法に基づく事務手数料 道路交通法に基づく事務手数料 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく事務手数料

【別途警察関係条例の一部改正】

(2) 据え置くもの（政策的な判断によるもの）

- ①琵琶湖博物館観覧料（常設展示に係るもの）
 ②福祉用具改造および製作手数料
 ③びわ湖こどもの国使用料のうち小中高生等および身体障害者宿泊室に係る使用料
 【別途設置・管理条例の一部改正】

(3) 新設

①建築基準法に基づく事務手数料	用途地域等の制限に係る建築等の特例許可の申請に対する審査手数料等の新設
②所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく事務手数料	土地使用权等の取得についての裁定の申請に対する審査手数料等の新設
③行政書士試験合格証明書ほか23件の交付等手数料【警察関係分も含む】	証明書の交付等手数料の新設

(4) 廃止

①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務手数料	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸事業の登録の申請に対する審査手数料の廃止
②毒物及び劇物取締法に基づく事務手数料 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料	平成31年度(2019年度)から関西広域連合で実施することとなる「毒劇物取扱者試験」および「登録販売者試験」に係る手数料の廃止

3 増減収見込額（平年度）

	件数 (件)	増減収見込額 (千円)	
			うち消費税率引上影響分
使用料および手数料条例関係	(92) 97	(7,911) ▲11,339	(624) 624
行政財産使用料条例関係	(5) 6	(6,168) 6,168	(5,644) 5,644
税条例関係	1	333	0
道路・港湾・流水占用料徴収条例関係	3	7,570	3,505
工業用水道条例関係	1	9,217	9,217
水道用水供給条例関係	1	44,088	44,088
病院事業の設置等に関する条例関係	1	16,855	6,281
警察関係事務手数料条例関係	1	▲3,439	3
上記の合計	(105) 111	(88,703) 69,453	(69,362) 69,362
【指定管理制度を導入しているもの】			
設置および管理に関する条例関係	30	37,273	15,241

※使用料および手数料条例、行政財産使用料条例におけるカッコ書きは平成31年10月1日施行に係る分

4 施行日

平成31年(2019年)10月1日

（ただし、上記2(1)③の工業技術総合センター使用料のうち環境機器および工作機器の最高額および2(4)①②は平成31年(2019年)4月1日、(3)①は改正建築基準法施行の日、②は同年6月1日）

5 主な県立文化施設の常設展示観覧料等

(単位:円)

施設名(運営)		現行料金	改正後の料金(案)	
				改正案 ー現行
近代美術館(直営)				
料金区分	65歳以上の者(県内居住)、障害者、 小学校・中学校等の児童等	無料	無料	ー
	高校・大学等の学生等	300	320	20
	その他の者	500	540	40
琵琶湖博物館(直営)				
料金区分	65歳以上の者(県内居住)、障害者、 小学校・中学校等の児童等	無料	無料	ー
	高校・大学等の学生等	400	400	ー
	その他の者	750	750	ー
陶芸の森(指定管理) 【別途設置・管理条例の一部改正】				
料金区分	65歳以上の者(県内居住)、障害者、 小学校・中学校等の児童等	無料	無料	ー
	高校・大学等の学生等	250	270	20
	その他の者	450	480	30
醒井養鱒場・入場料(指定管理) 【別途設置・管理条例の一部改正】				
料金区分	65歳以上の者(県内居住)、障害者、 小学校・中学校等の児童等	無料	無料	ー
	高校・大学等の学生等	300	320	20
	その他の者	500	540	40
安土城考古博物館(指定管理) 【別途設置・管理条例の一部改正】				
料金区分	65歳以上の者(県内居住)、障害者、 小学校・中学校等の児童等	無料	無料	ー
	高校・大学等の学生等	300	320	20
	その他の者	500	540	40

